給水装置工事事業者指定（更新）時確認事項

令和　　年　　月　　日

氏名又は名称（及び代表者氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

郵便番号：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所：

Ｔ Ｅ Ｌ：　　　　　　 　　Ｆ Ａ Ｘ：

1. 指定給水装置工事事業者研修会（広域開催も含む）の受講実績（過去５年以内）

|  |  |
| --- | --- |
| 受講実績（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。） | 【公表】可　不可 |
| 受　講（受講年月日：　　　年　　月　　日）　　 未受講 | |
| ※未受講の理由【非公表】 | |

２．指定給水装置工事事業者の業務内容

|  |  |
| --- | --- |
| 営業時間（業務の開始時間・終了時間を記入してください。） | 【公表】 可　不可 |
| 時　　　分　～　　　時　　　分 | |
| 休業日（該当に☑、その他の場合は内容を記入してください。） | 【公表】 可　不可 |
| 土曜　（第１　第２　第３　第４）  日曜　（第１　第２　第３　第４）  年末年始　夏季（お盆休み）　その他（　　　　　　　　　　） | |
| 修繕対応（該当に☑、その他の場合は内容を記入してください。） | 【公表】 可　不可 |
| 給水器具修繕 可　埋設部修繕 可　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）  修繕対応不可 | |
| 修繕対応時間（該当に☑をしてください。） | 【公表】 可　不可 |
| 営業時間内　　夜間等時間外対応（相談）　休業日対応（相談） | |
| 対応工事種別（該当に☑、その他の場合は内容を記入してください。） | 【公表】 可　不可 |
| 配水管からの分岐～水道メーター（新設　改造）  水道メーター～屋内給水装置（新設　改造）  その他（　　　　　　　　　　） | |
| その他（緊急連絡先・メールアドレスなど、他にあれば記入してください。） | 【公表】 可　不可 |
|  | |

※公表には、ホームページ等への記載を含みます。

※公表を可としていても公表しないことがあります。

※内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。

３．給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去５年以内で直近のもの）

研修受講実績なし

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受講者名  【非公表】 | 研修会名・実施団体 | 受講年月日 | 公　表 |
|  |  | 年　　月　　日 | 可  不可 |
|  |  | 年　　月　　日 | 可  不可 |
|  |  | 年　　月　　日 | 可  不可 |
|  |  | 年　　月　　日 | 可  不可 |
|  |  | 年　　月　　日 | 可  不可 |
|  |  | 年　　月　　日 | 可  不可 |

※外部研修の場合は、受講証等の写しを添付してください。

※自社内研修については、研修内容を記入してください。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

※公表を可としていても公表しないことがあります。

水道法施行規則　第36条

　法第25条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

　４　給水装置工事主任技術者及びその他の給水工事に従事する者の給水装置工事の施工技術向上のために、研修の機会を確保するように努めること。

４．給水装置工事に従事し適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない（以下、記入不要）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 技能を有する  者の氏名  【非公表】 | 配水管への分水栓の取付・せん孔・給水管の接続、いずれの経験も有しているか | 資格等  の有無 | 保有している  資格等 | 直近の  工事年度 | 公表 | |
|  | 有 　無 | 有  無 |  |  | 可  不可 |
|  | 有 　無 | 有  無 |  |  | 可  不可 | |
|  | 有 　無 | 有  無 |  |  | 可  不可 | |
|  | 有 　無 | 有  無 |  |  | 可  不可 | |
|  | 有 　無 | 有  無 |  |  | 可  不可 | |
|  | 有 　無 | 有  無 |  |  | 可  不可 | |

※以下の保有資格等（下線部）を記載し、資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

　①水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）

　②職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士

　③職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者

　④公益財団法人給水装置技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

※公表を可としていても公表しないことがあります。

水道法施行規則　第36条

　法第25条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

　２　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること